

2017年10月19日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 全国労働金庫協会

企業会計基準公開草案第61号「収益認識に関する会計基準（案）」に対するコメント

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年7月20日に貴委員会より公表されました掲題公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、よろしくお願いいたします。

敬具

質問3（会計処理に関する質問）

（質問3-2）収益の額の算定に関する質問

本公開草案では、IFRS第15号を基礎として、取引価格を算定し、履行義務へ取引価格を配分することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（回答）

同意しません。

草案第44項の取引価格の算定における「ただし、第三者のために回収する額を除く」（＝消費税等の税抜方式を行うこと）について、以下の観点より例外規定を設ける等の再検討をお願いするものです。

- ・日本公認会計士協会が平成元年1月18日に公表した「消費税の会計処理について（中間報告）」では、消費税会計処理の基本的な考え方において、税抜方式を採用することが適当としつつも、「非課税取引が主要な部分を占める企業等当該企業が消費税の負担者となると認められる場合」等には「それに対応する会計処理方式（税込方式）を採用することができる」としています。
- ・金融機関においては、売上の太宗を占める貸付金利息等は消費税非課税取引であり、課税売上割合も他の業種と比較して僅少となっております。この状況において、税込方式採用金融機関が税抜方式に変更した場合の影響額は、収益全体における重要性に乏しいと考えられます。

- 「消費税の会計処理について（中間報告）」では、税抜方式について、「仕訳例 1」（取引の都度行う方法）および「仕訳例 2」（取引時点では税込方式で会計処理し、計算期間末等に税抜方式に修正する方法）が示されています。金融機関とりわけ私共労働金庫業態においては、基幹系システムが個々の顧客取引について税込方式のみを前提として構築されています。そのため、「仕訳例 1」の処理への変更は個々の取引ごとに税抜方式の会計処理が必要となり、システム修正が、基幹系システムが取扱う非常に多くの機能に影響する大規模なものとなることを避けられません。
- 「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」[設例 28]においても、「仕訳例 1」の処理での税抜方式が示されており、本公開草案では「消費税の会計処理について（中間報告）」における「仕訳例 2」の取扱いに関する言及がありません。本公開草案との関連性の高さにおいては、公認会計士協会と調整の上、明示的に「消費税の会計処理について（中間報告）」の改廃内容についても示されるべきと考えます。公開草案へのコメントは、現存する会計基準等を前提として、それと公開草案の内容とを統合的に理解して検討したものです。収益認識会計基準の成立によって波及的に改廃される会計基準等があれば、改めてその内容を明らかとした上でコメント募集を行うことが会計基準の開発手続きとして必要となるものと考えます。

以 上